

東京織物厚生年金基金規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする

(名称)

第2条 この基金は、東京織物厚生年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
東京都中央区東日本橋3丁目6番18号 NFビル

(設立事業所の範囲)

第4条 この基金を設立する事業所となることができる事業所の範囲は、関東甲信越及び東北、北海道に所在する次に掲げる適用事業所とする。

ただし、この基金が設立されている適用事業所（以下「設立事業所」という。）の事業主が、関東甲信越及び東北、北海道以外の地域に従たる事業所を有している場合は、当該事業所を設立事業所とすることができる。

また、設立事業所移転等により、やむを得ず関東甲信越及び東北、北海道以外の地域に所在することになる場合は、引き続きこの基金を設立する事業所となることができる。

(1)織物の卸売を主たる業とする事業所

(2)主として前号の事業所をもって組織する団体または法人の事業所

(設立事業所の名称および所在地)

第5条 設立事業所の名称および所在地は、別表Iのとおりとする。

(公告の方法)

第6条 この基金において公告しなければならない事項は、事務所の掲示板に文書をもつ

て掲示する。

- 2 前項によるほか、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「令」という。）の定めるところにより公告しなければならない事項は、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

第1節 代議員

（定数）

第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、26人とし、その半数は、加入員において互選し、他の半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主および設立事業所に使用される者のうちから選定する。

（任期）

第8条 代議員の任期は3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 代議員の定数に異動を生じたため、あらたに選定された代議員の任期は、現に代議員である者の任期満了の日までとする。

（互選代議員の選挙の方法）

第9条 加入員の互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行う。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の定数をこえない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

（総選挙）

第10条 代議員の任期満了による選挙は、代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる

(補欠選挙)

第11条 互選代議員に欠員を生じたときはすみやかに補欠選挙を行う。

(選挙の公示)

第12条 理事会は、総選挙または補欠選挙の期日を定め、理事長は、少なくとも選挙の期日前20日までにこれを公示しなければならない。

(当選人)

第13条 選挙の結果、最多数の投票を得たものをもって当選人とする。ただし、代議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、第9条第1項ただし書きの規定に

より投票を行わない場合においては、その代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名および所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規定)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第15条 事業主が選定する代議員（以下「選定代議員」という。）は、互選代議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかにその欠員を選定しなければならない。

3 事業主は、代議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに選定された代議員の氏名および所属する事業所の名称を公告しなければならない。

第2節 代議員会

(通常代議員会)

第16条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第17条 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項および招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集するものとする。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

(代議員会の招集手続)

第18条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の前5日までに、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時および場所を示した招集状を送付するほか、基金の事務所の掲示板にこれらの事項を掲示しなければならない。

(定足数)

第19条 代議員会は、代議員の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、除斥のため定数の半数に達しないときは、この限りでない。

(代議員の代理)

第20条 代議員は、病気その他やむをえない理由により代議員会に出席することができないときは、互選代議員にあってはその代議員会に出席する他の互選代議員を、選定代議員にあってはその代議員会に出席する他の選定代議員を代理人として、議決権または選挙権を行使することができる。

2 前項の規定による代理人は、1人で5人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人となった代議員は、その代理権を証するに足る書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の傍聴)

第21条 加入員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(代議員会の議事)

第22条 代議員会の議事は、法、令およびこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（令第2条各号に掲げる事項にかかわるものを除く。）の議事は、代議員定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会は、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員会の議決事項)

第23条 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1)規約の変更
- (2)役員解任
- (3)毎事業年度の予算および事業計画
- (4)毎事業年度の決算および業務報告
- (5)借入金
- (6)その他重要な事項

(代議員会の会議規則)

第24条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録の記載事項)

第25条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1)開会の日時および場所
- (2)代議員の定数
- (3)出席した互選代議員の氏名、選定代議員の氏名ならびに代理出席を委任した代議員の

氏名および委任を受けた代議員の氏名

(4)議事の経過の要領

(5)議決した事項およびその賛否の数

- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 この基金は、会議録をこの基金の主たる事務所に備えつけて置かなければならない。
- 4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第3章 役員及び職員

(役員の数)

第26条 この基金に役員として、理事12人および監事2人を置く。

(役員を選任)

第27条 前条の理事の半数は、互選代議員において、他の半数は、選定代議員においてそれぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を年金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、互選代議員及び選定代議員のうちからそれぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第28条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を

行う。

(役員解任)

第28条の2 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- (3) 理事にあっては、第34条の3の規定に違反したとき。

(役員選挙)

第29条 理事、監事および理事長は、単記無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が、それぞれ選挙すべき役員の定数をこえない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人について1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各号に定めるもののほか、理事、監事および理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長は理事会を招集しようとするときは、理事に対しその開会の日前5日までに会議の目的である事項ならびに開会の日時および場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任の同意

(3)事業運営の具体的方針

(4)法第118条第2項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。）

(5)年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針

(6)その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第33条の2 理事会の会議録については、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員の職務)

第34条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 前項の規定により指定された者を副理事長と称する。

4 この基金に1名の常務理事を置き、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

5 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、次項により理事長から委任を受けた業務を行う。

6 理事長は、第1項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。

7 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の

業務を執行する。

- 8 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条第4項の規定により理事長が代表権を有しない事項について、学識経験を有する者のうちから選任された監事がこの基金を代表する。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 10 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

- 第34条の2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する義務について、法令に基づいてする厚生労働大臣及び地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止事項)

- 第34条の3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

- 第35条 この基金に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 加入員

(加入員)

- 第36条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

(加入員期間)

第36条の2 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。ただし、第62条の2第1項の規定に基づき第2種退職年金の支給に関する義務を、企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転した者については、この限りでない。

3 前項の規定に該当した者に係る第1種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び第1種退職年金の額のうち加算年金額、遺族一時金又は脱退一時金の額の算定にあたっては、再加入前の加入員期間を合算するものとする。ただし、脱退一時金の支給を受けた者又は第62条の8から第62条の10までの規定に基づき脱退一時金相当額の移換若しくは交付を行った者については、この限りでない。

(資格取得の時期)

第37条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第38条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
- (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
- (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70歳に達したとき。

(6)法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

第5章 標準給与

(給与の範囲)

第39条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第129条第2項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

- (1) 報酬標準給与 法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲
- (2) 賞与標準給与 法第3条第1項第4号に規定する賞与の範囲

(標準給与)

第40条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額及び法第24条の3に規定する標準賞与額の例により定める。

- 2 給与の額の算定方法ならびに標準給与の決定および改定については、法第21条から第25条までの規定の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第42条の2第1項に規定する平均標準給与額及び同条第2項に規定する減額相当額の各々の算定の基礎となる標準給与の算定の方法については、法第21条から第26条までの規定の例による。

第6章 給付

第1節通則

(給付の種類)

第41条

この基金が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 第1種退職年金
- (2) 第2種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 脱退一時金

(裁 定)

第42条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本年金額)

第42条の2 基本年金額は、加入員であった全期間の平均報酬標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額を加入員期間で除して得た額をいう。以下同じ。）の1,000分の5.481（別表第Ⅲの左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額に100円を加えた額とする。

2 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合（法第78条の20第1項に該当する場合を含む。）であって、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者又は法第78条の14に定める特定被保険者（同条第1項（法第78条の20第1項に規定する場合を含む。）の規定により標準報酬が改定された者をいう。）（以下併せて「第1号改定者等」という。）に該当した場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）又は法第78条の14第1項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）のうちこの基金の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受給権者である場合は、法第78条の2第2項に規定する標準報酬改定請求又は法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下併せて「改定請求」という。）のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、次の各号に定める額の合計額（法第78条の14の規定による標準報酬の改定及び決定を請求した場合（法第78条の20第1項に該当する場合を除く。）は第3号及び第4号の合計額とする。）を当該対象となる加入期間の月数で除した額に1,000分の5.481（別表第Ⅳの左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「減額相当額」という。）を控除した額とする。

- (1) 当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合（法第78条の6第1項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額
- (2) 当該基金の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額（法第78条の20第2項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合を乗じた額

- (3) 当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に2分の1を乗じた額
 - (4) 当該基金の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に2分の1を乗じた額
- 3 法附則第7条の3又は法附則第13条の4に定める老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を有する者に支給する基本年金額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、次項の規定により計算した額を減額する。
- 4 前項に定める減額は、第1項又は第2項の規定により計算した額に減額率（1,000分の5に当該受給権を取得した月から65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額とする。
- 5 法第44条の3の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が1年以上である者に限る。）の基本年金額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。
- (1) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額
 - (2) 第1項又は第2項に定める基本年金額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に基金令第24条の2第2項に規定する平均支給率を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額（以下「繰下げ加算額」という。）

（加算年金額）

第42条の3 加算年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の1,000分の0.8に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額とする。ただし、支給開始は特例支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢と同じとする。

（端数処理）

第43条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付

の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。

- 2 給付の額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。ただし、減額相当額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 前 2 項の端数処理は、基本年金額及び加算年金額のそれぞれについて行うものとする。

(未支給の給付)

第 4 4 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順序による。

未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(生存に関する届書の提出)

第 4 5 条 第 1 種退職年金又は第 2 種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに提出しなければならない。ただし、基金の年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

(受給権の保護)

第 4 6 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、第 1 種退職年金、第 2 種退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

(支給期間及び支払期月)

- 第 4 7 条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。
- 2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は支給しない。

ただし、第 48 条の 4 第 2 項から第 5 項までの規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は、支給しない。

3 年金は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9 万円 以上	6 万円 以上 9 万円 未満	3 万円 以上 6 万円 未満	3 万円 未満
支 払 期 月	2 月 4 月 6 月 8 月 10 月 12 月	2 月 6 月 10 月	6 月 12 月	2 月

第 2 節 第 1 種退職年金

(支給要件)

第 48 条 第 1 種退職年金は、加入員期間が 10 年以上である者が加入員でなくなった後に 60 歳に到達したとき又は加入員期間が 3 年以上 10 年未満の加入員が 60 歳に到達した後に加入員の資格を喪失したとき又は加入員期間が 3 年以上 10 年未満の加入員が加入員の資格を喪失した後に企業年金連合会に年金給付の支給に関する義務の移転をする以前に 60 歳に到達したときに支給する。

(年金額)

第 48 条の 2

第 1 種退職年金の額は、基本年金額と加算年金額とを合算した額とする。

2 第 2 種退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が、65 歳(法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあつては法附則第 8 条の 2 各項に規定

する年齢)に達する前に前条に該当し、第1種退職年金の受給権を取得したときは、当該者の第1種退職年金のうち基本年金額は従前の額とし、その者が当該年齢に達したときに、第5項の規定を適用し改定する。

3 第1種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

4 加入員である第1種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 法附則第8条(法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。)の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定に特例老齢年金(以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。)の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

5 第1種退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本年金額

(2) 第42条の2第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第48条の2の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合(法第78条の20第1項に該当する場合を含む。)であって、当該受給権者が第1号改定者等に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額(当該受給権者が加入員である場合は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。)を基本年金額の計算の基礎とするものとし、改定請求のあった日の属する月の

翌月から、その額を改定するものとする。

- 2 この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者等の老齢年金給付の支給に関する義務の一部（法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。）を免れるものとする。

（失 権）

第48条の3 第1種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは消滅する。

（在職等による支給停止）

第48条の4

第1種退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額の支給を停止する。

- (1) 65歳に達したとき。
 - (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- 2 被保険者である第1種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号（第3号及び第4号を除く）又は法附則第13条の7第5項の各号（第2号を除く）に掲げる場合に応じ、第1種退職年金に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。
 - (1) 当該各号に定める額
 - (2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項（法附則第7項の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）に規定する額（以下本条において「代行部分の額」という。）
 - 3 第1種退職年金の受給権者（加入員である者を除く。）のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者について、当該老齢厚生年金等が法附則第11条の5又は法附則第7条の4（法附則第13条の6第3項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合は、第1種退職年金額の全額の支給を停止する。
 - 4 第2項に規定する当該各号に定める額及び第2項により計算された額並びに第3項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び第3項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第48条の5 この基金は、第1種退職年金の受給権者が法第38条の2第1項の規定による老齢厚生年金の支給停止の申出をした場合であって、当該受給権者がこの基金に支給停止の申出をしたときは、同条第3項の撤回をするまでの間、第1種退職年金の額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前条の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、同条の規定により停止されていない部分の額の支給を停止する。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第48条の6 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の裁定請求をしないときは、第48条の4の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、基本年金額について、その支給を停止する。

- 2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。
- 3 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。
- 4 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行わない場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。
- 5 第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本年金額の支給を停止するものとする。当該期間において、基本年金額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された基本年金額についてこの基金に対し返還を行うものとする。

第3節 第2種退職年金

(支給要件)

第49条 第2種退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当したときにおいて、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加入員が、65歳に達した後、加入員の資格を喪失したとき。

- (2) 加入員が脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして 65 歳に達したとき
- (3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 加入員又は加入員であった者が特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該受給権を取得したときを除く。
- (5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第 43 条第 3 項、法附則第 7 条の 3 第 5 項又は法附則第 13 条の 4 第 5 項若しくは第 6 項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第 49 条の 2 第 2 種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

- 2 第 2 種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
- 3 加入員である受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を第 2 種退職年金の額の計算の基礎とするものとし、第 1 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第 2 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。
 - (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したとき。
 - (2) 老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者が 65 歳に達したとき。
- 4 受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が 65 歳(法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあっては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、年金額の改定は行わず、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。
 - (1) 改定前の年金額
 - (2) 第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第49条の2の2 第48条の2の2の規定は、第2種退職年金の額について準用する。この場合において、第48条の2の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(失 権)

第49条の3

第2種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したとき又は第1種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第49条の4 第48条の4第2項から第4項までの規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第48条の4第2項及び第3項の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第49条の5 第48条の5の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第48条の5の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第49条の6 第48条の6の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第48条の6の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

第4節 遺族一時金

(支給要件)

第50条 遺族一時金は、加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 加入員期間3年以上である加入員が死亡したとき。
- (2) 加入員期間10年以上である者が、加入員でなくなった後60歳に達するまでに死亡したとき。
- (3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後15年を経過する前に死亡したとき。

(遺族一時金の額)

第50条の2 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 前条第1号に該当する場合加入員であった期間の平均標準給与月額 \times 1,000分の0.8に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額に死亡した日の年齢に応じ、別表Aに定める率を乗じて得た額

(2) 前条第2号に該当する場合

第42条の3第1項の規定の例により計算した額に、死亡した日の年齢に応じ、別表Aに定める率を乗じて得た額

(3) 前条第3号に該当する場合

第1種退職年金の額のうち加算年金額に相当する額に、既に加算年金額に相当する部分を支給した期間(以下「支給済期間」という。)に応じ、別表Bに定める率を乗じて得た額

2 支給済期間に1年未満の端数がある場合又は年齢に1歳未満(月単位)の端数がある場合における前項に定める率は、別表A又は別表Bに掲げる算式によって計算した率とする。

(遺族)

第50条の3 遺族一時金を受けることができる遺族は、死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子(その者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者の他、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族とする。

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第5節 脱退一時金

(支給要件)

第51条 脱退一時金は、加入員期間3年以上10年未満である加入員が、加入員でなくな

ったときに、その者に支給する。

(一時金の額)

第 51 条の 2 脱退一時金の額は、加入員であった期間の平均標準給与月額 $1,000$ 分の 0.8 に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額に、脱退した日の年齢に応じ、別表 A に定める率を乗じて得た額とする。

(支給の効果)

第 52 条 脱退一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加入員の資格を取得したときは、その者に係る第 1 種退職年金、遺族一時金又は脱退一時金の支給要件の判定及び第 1 種退職年金のうち加算年金額、遺族一時金又は脱退一時金の額の算定にあたっては、既に支給を受けた脱退一時金の計算の基礎となった再加入前の加入員期間は加入員でなかったものとみなす。